

## 身近な歴史 楽しんで

# 歴史民俗資料館 再開のお知らせ

歴史民俗資料館は、昨春から休館していましたが、2月10日(水)より展示を再開いたします。

池田のミュージアムといえば、カップヌードルミュージアム 大阪池田あるいは逸翁美術館を思い浮かべる方も多いと思われます。これらの華やかなミュージアムと比べると、ささやかな存在ではありますが、五月丘の歴史民俗資料館は、昨年、昭和55年(1980年)の開館から40年を迎えました。

当館は、開館以来、池田の歴史や文化を守り、伝える唯一の施設として、関連する資料の収集・展示を行ってきました。長年の収集過程で当館の所蔵となった貴重な資料は4万点を超えています。

本年度、これらの資料を保管する収蔵庫の空調設備改修工事などを行い、開館以来初めての長期休館となりました。再開に当たり、改めて常設展示についてご紹介します。

## ちよこつと模様替え 池田の歴史・文化を知る常設展示

池田の歴史について、全国に知られていない「おいしい」点を紹介する、というテーマで、各時代の担当者にお気に入りの『いっぴん』を尋ねてみました。

### 考古【猪名川流域古墳時代前期の古墳】

#### ◇娯三堂古墳出土 甕(かめ)

「古代、不老不死の薬と言われていた朱を入れていた容器です。事例が少なく、貴重なものです。」

### 中世【国人池田氏の活躍】

#### ◇池田城跡出土 陶磁器

「織田信長も攻めた池田城。城主池田勝正は、信長配下として、明智光秀や木下藤吉郎と共に金ヶ崎の退き口で「※しんがり」を務めました。池田氏は、戦闘にあけくれただけでなく、広く経済活動も行い、城跡から磁器などの輸入品が出土しています。」

※軍が退く時、最後尾で追って来る敵を防ぐ部隊。

### 近世【在郷町池田、麻田藩領の村々】

#### ◇『摂津名所図会』

「江戸時代の名所案内です。いろいろな情報が載っていて、名産として知られた池田炭を運ぶ牛の姿も描かれていますよ。実は、池田村は一時期、時代劇にも登場する柳沢吉保の領地になっていました。」

ちょっと地味だと思われたでしょうか。しかし、これらの資料は、いずれも古代から現代に至る池田の歴史や文化を表す貴重な資料です。

池田には、古墳時代の猪名川流域を代表する古墳が築かれ、中世に池田氏の活躍によって人や物が集うようになり、近世には街道沿いの在郷町として酒と炭とで全国的にも知られ、近代は小林一三による開発に始まり、住宅・教育都市として発展してきたのです。

ぜひ常設展をご覧ください、知っているようで知らない、池田のまちの歴史や文化に触れて、それぞれの『いっぴん』を探していただけたら幸いです。どうぞ歴史民俗資料館とも末永いお付き合いをいただけますように。

2/10(水)~4/11(日) 常設展・企画展「ちよこつと昔のくらしの道具」同時開催(10ページ参考)

問い合わせは歴史民俗資料館 ☎751・3019



### 近代【住宅都市・教育都市 池田】

#### ◇第三番小学校の卒業証書

「明治7年(1874年)、のちの北豊島小学校となる学校が開校しました。その年の卒業証書です。この当時のものは、今ではほとんど残っていません。」

### 民俗【道具と昔のくらし】

#### ◇旧武呂(むろ)家 桶・樽作り用具

「池田市で最後の桶・樽職人となった、故・武呂栄氏が使用していた道具です。その数なんと364点。1人の職人が一人前の仕事をするためには、こんなにたくさんの道具が必要なのです。」

# 3年度の市・府民税、所得税の申告は 2月16日(火)から3月15日(月)まで

## 市・府民税の申告

時 午前8時45分～午後5時15分 場 市役所2階10番窓口

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために

- 郵送による申告書の提出にご協力をお願いします
- 毎年大変混雑しますので、受付開始直後の来庁はお控えください
- 来庁の際はマスクを着用し、ボールペンや計算器具などを持参願います

### 各種手続きに市・府民税の申告が必要です

令和3年度(2020年分)市・府民税の申告は、令和3年1月1日時点で本市に住所がある方が対象です。市・府民税が非課税の方でも、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当や年金の手続きなどのために申告が必要になる場合があります。

また、税務署への確定申告が不要な年金所得者の方でも、市・府民税の算定に医療費控除の適用を受ける場合などは市・府民税の申告が必要です。

なお、税務署へ確定申告する方や、収入が給与のみで勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている方は、市・府民税の申告は不要です。

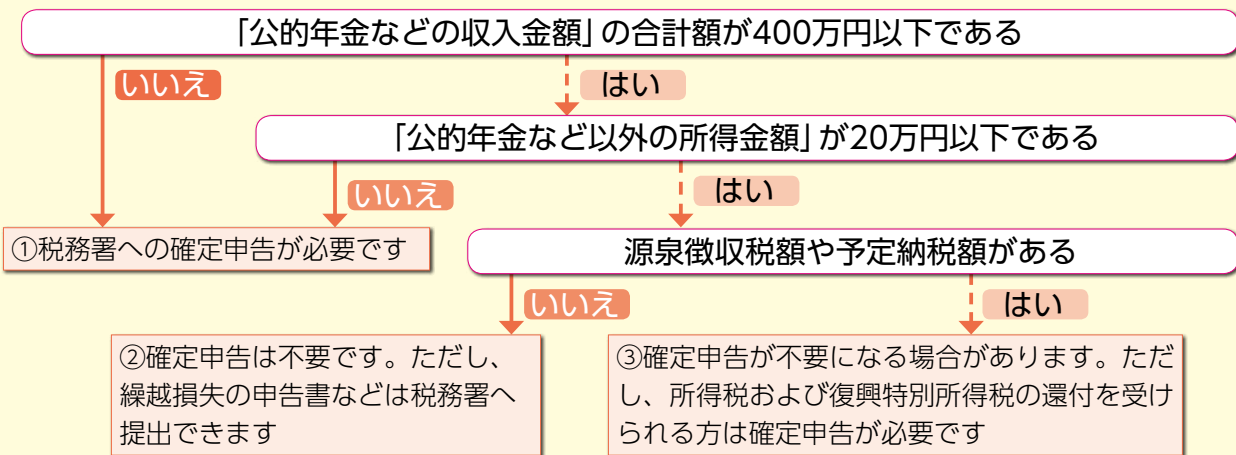
### 休日受付をご利用ください

2月21日(日)午前9時～正午に市役所2階10番窓口・課税課で市・府民税の申告受付をします。月～金曜日に申告ができない方はご利用ください。

### 市・府民税、所得税の申告に必要なもの

- 印鑑(認印)
- 前年中の収入などが分かるもの
  - ・給与所得者や公的年金受給者は「源泉徴収票」(コピーや年金額のお知らせ・通知書は不可)
  - ・営業等、不動産、農業などの収入がある方は決算書や収支内訳書など
- 国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料の支払証明書または領収書(源泉徴収票に記載されている場合は不要)
- 医療費控除の申告をする場合は医療費控除の明細書(領収書は不可)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書(領収書は不可)
- 寄附金控除を申告する場合は寄附金証明書(イベントの中止などによるチケット払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除を申告する場合は、「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」が必要)
- 障がい者手帳、療育手帳など
- マイナンバーカード(持っていない方は通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しなどと本人確認書類)

### 年金所得者の申告に関するフローチャート



※②③の場合、確定申告が不要でも、市・府民税で医療費控除、寄附金控除を適用する場合は市・府民税の申告が必要です。

問い合わせは課税課 ☎754・6222

豊能税務署からのお知らせ

◎パソコン・スマホから確定申告ができます

令和2年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の申告・納期限は3月15日(月)、消費税および地方消費税の申告・納期限は3月31日(水)です。

所得税および復興特別所得税の確定申告には、パソコンやスマホから簡単に申告書が作成できる国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

なお、ID・パスワードを取得している方は、マイナンバーカードやICカードリーダーがなくても自宅などからe-taxで送信して提出ができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告書など  
作成コーナーはこちら



豊能税務署で申告書の作成・相談を希望される方へ

豊能税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です(土・日・祝日は閉設。ただし2月21・28日(日)は開設)。相談受付時間は、午前9時～午後4時です。会場では、ご自身でパソコン・スマホの操作、申告書などの作成をお願いしています。滞在時間短縮のため、事前に自宅で医療費控除の明細書の作成・集計(領収書は自宅で5年間保存)や配当金関係書類の集計、収支内訳書・青色申告決算書の作成などの準備をお願いします。

申告書作成会場での感染症対策にご協力ください

- ①入場には「入場整理券」が必要です。配付状況に応じて相談受付を終了します。  
入場整理券の取得・発行には、同署での当日配付とLINEからの事前発行の2つの方法があります。
- ②会場にお越しの際には、マスクの着用をお願いします。
- ③会場入口で検温を実施し、体調不良の場合は入場をお断りします。
- ④会場内に筆記用具は用意していません。ボールペンや計算器具を持参してください。

※駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

問い合わせは豊能税務署 ☎751・2441

## 障がい者控除の対象者に認定書を発行

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、本市に住所があり、65歳以上で介護保険の要介護認定(要支援2以上の多数と要支援1の一部の方)を受けている方や、認知症または身体の障がいにより日常生活に支障のある方は、障がい者控除の対象者に認定されることがあります。所得税や市・府民税の申告をする際に、この認定書を提示すると、本人または扶養親族が障がい者控除を受けることができます。

認定書が必要な方は高齢・福祉総務課へ申請してください。ご家族以外の方(法定代理人など)が申請され

る場合は、登記事項証明書の写しなどをご準備ください。また、交付には手数料300円が必要です。

※障がい者手帳などをお持ちの方は発行は不要です。



問い合わせは高齢・福祉総務課 ☎754・6123